

平成 30 年

第 2 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会

平成 30 年 2 月 22 日(木)

教育委員会会議録

1 招集日時
平成 30年 2月 22日(木) 13時 15分～

2 招集場所
市役所303会議室(3階)

3 出席委員

教育長	笹山 忠則
教育長職務代理者	末次 龍一
委員	水谷 知子
委員	金澤 精子
委員	大宮 克弘

4 欠席委員 無

5 出席職員等
米谷教育部長
山門教育政策課長
丸山学校教育課長
神原指導室長
上原生涯学習課長
森文化課長
西川スポーツイベント課長
大園教育政策係長

6 議題及び議事の概要

別紙

7 閉会 14時 17分

教 育 長

教育長職務代理者

議事録調製者

平成30年2月22日

開議 13時15分

1. 開会

○教育政策係長 大園健朗君

それでは皆さん、お揃いですので、ただいまから平成30年第2回教育委員会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、本日、教育部長と防災食育センター長が公務のため、欠席しておりますので、御報告いたします。

それでは、教育長、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

それでは、ただいまより、平成30年第2回教育委員会を開催させていただきます。

最初に、お諮りいたします。

本日は、次第のほうに、付議事項に書いてあります議事が4件ございます。その最後の案件の第11号ですが、これは人事案件ということになっております。したがって、人事案件に関しましては、非公開で審議をさせていただきたいと考えております。

このことに関しまして、御賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは人事に関しましては、非公開とさせていただきます。

それでは、次第に従って、進めさせていただきます。

2. 前回議事録の承認

○教育長 笹山忠則君

まず、前回の会議録の御承認をいただきたいと思います。

前回の会議録に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

それでは、御承認いただきました。

ありがとうございました。

3. 教育長事務報告

○教育長 笹山忠則君

続きまして、教育長の事務報告に移らせていただきます。掻い摘んでやらせていただきます。

2月2日に福岡県教育センターの研究発表会にまいりました。長期研修員として派遣

しています行橋中学校の澤村大輔教諭が研究報告をいたしました。地理的事象を多面的・多角的に考察する生徒を育てる社会科学習指導、というタイトルで、副タイトルは、思考ツールを活用する交流活動を位置付けた単元構成を通してです。プレゼン及び質疑等、大変活発でございました。

それから、6日に長期研修員最終報告会が福岡教育大学附属小倉小学校において行われました。研修員として派遣しています延永小学校の山本和之教諭が、5年生体育科の授業を体育館で実施し、そして分科会において発表がございました。これも大変具体的で分かりやすい発表でございました。

それから、10日に第10回京都市行橋地区人権文化フェスティバルが、みやこ町の豊津公民館において行われました。これに関しましては、第10回京都市行橋地区人権文化フェスティバルと同時に、第48回京都市行橋解放学級経験交流会、第39回京都市行橋解放文化祭、この3つが合わさったかたちで開催されました。会長は松下忠夫氏で基調報告として、田中建一氏が3点述べております。

差別はなお現存している。それから、このフェスティバル、人権・文化に関しましては、識字学級の役割が歴史的に大きい。それから3つ目として、人権・文化運動の目指すものは、若者に教育の場を保障し、就労を獲得するということ。それから最終的に人権のまちづくりを推進する、といったことが基調報告として述べられました。

なお、2016年に3つの人権法が制定されたことも併せて述べられています。即ち障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、及び部落差別の解消の推進に関する法律の3つが制定された、ということも基調報告で述べられておりました。

続きまして、13日、行橋市の小学校教育研修会総合発表会が行橋小学校においてございました。ここでは、仲津小学校の萱野奨教諭による論文の発表がございました。

まず、この小学校教育研修会におきましては、論文を募集しております。今回32名の応募があり、審査の結果、萱野教諭の論文が最優秀になったと聞いております。なお、研修主題は、自ら運動にかかわり、運動の楽しさを味わう子どもを育てる体育科学習指導。副題として学習意欲を持続させる学習展開と交流活動の支援の工夫を通して、ということでございます。

それから、午後から業績評価に関する開示の面談を行いました。翌日15日も業績評価の開示に係る面談を行いました。

16日、行橋京都地区教育研究所研修報告会が中央公民館でございました。1市2町から5名の研修員が研修報告を行いました。そのうち泉小 今村教諭と泉中 井上教諭が報告する分科会に参加いたしました。

今村啓一教諭の発表は、深い読みの力を育てる文学的文章の学習指導、そして副題として、単元構成と学習シートの工夫を通して、という発表でございました。

井上京子教諭の発表は、課題解決に向けて主体的に取り組む生徒を育てる保健体育科学学習指導。副タイトルとして、深い学びにつなげるワークシートやICTを活用した指導を通して、という題でございました。どちらも質疑が大変熱心になされました。

それから21日、昨日でございますが、行橋京都地区学校警察連絡協議会役員研修会が中央公民館でございました。

それからもう一つは、サイバー攻撃が近年厳しくなっておりますので、それに対する防止・予防を図っていただきたい、ということでございます。

最後に、行橋木犀会の納会に出席いたしました。私が講話を要請されておりましたので、10分ばかり行いました。なお、校長先生がお二人と教頭先生お一人が定年退職されるというので、この木犀会におきましても紹介がありました。

掻い摘んでありますが、以上でございます。

この教育長事務報告に関しまして、補足等、必要がございましたら説明させていただきますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。それでは、教育長事務報告をこれで終わります。

4. 議事

(1) 議案第8号 行橋市学校運営協議会規則の一部を改正する規則(案)について

○教育長 笹山忠則君

続きまして、議事に移らせていただきます。

議案第8号 行橋市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案についてであります。これは、教育政策課長に説明をお願いします。

○教育政策課長 山門裕史君

教育政策課から、議案第8号 行橋市学校運営協議会規則の一部を改正する規則案について、説明をさせていただきます。説明につきましては、別途配付をしております、行橋市学校運営協議会規則の一部を改正する規則新旧対照表に基づいて説明をさせていただこうと思っておりますけれども、今回、一部改正に至りました背景と概要について、若干、最初に触れさせていただきます。

この学校運営協議会規則につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、規則を定めているところでございますが、今回、国のほうで、この地教行法の一部改正がなされ、平成29年4月1日より施行されているところでございます。それを踏まえまして、今回、一部改正をするところでございますが、主な内容といたしましては、今までは、学校運営協議会は各教育委員会が任意に設置し、国のほうで、さらなる設置の促進が必要、ということで、この学校運営協議会の設置を努力義務化された

ところの法改正がなされております。

また、従来、学校運営に関して協議をしていただく、というような内容になっていたのですが、今回、地域住民の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まっているという観点から、学校運営のみならず、学校運営への必要な支援に関しても協議してくださいよというところで、そういったところが追加され、また併せまして、地域住民や保護者等が委員として規定されておりましたけれども、加えまして、学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加えること、というようなところも追加されたところでございます。

また、従来この学校運営協議会は、各学校ごとに協議会を設置しなさい、というところが規定されておったところですが、今回の改正で、二つ以上の学校で一つの協議会を設置することが可能である、というような改正がなされたところでございます。

今回、地教行法の改正を踏まえまして、今回、規則のほうの一部改正をするものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして、説明をさせていただきます。

はじめに、第2条でございます。こちらは先ほど申し上げましたように、学校運営への必要な支援に関する協議というところも加えさせていただきました。

次に、第3条は、従来、指定及び設置、となっておりましたけれども、今回は指定という概念がなくなりましたので、指定というところを削除させていただいております。

次に、2ページ目をお願いいたします。協議会委員につきましては、従来、指定校の長とか、指定校の保護者など指定校という表現をしておりましたけれども、今回、指定という概念が外れましたので、対象校というかたちにさせていただいております。

また第4条第1項第5号にございますように、対象校の運営に資する活動を行うもの、というところを、委員の中に追加をさせていただいております。

なお、この第5号の活動を行う者というのは、それまでの4号までは、基本的に対象校の区域内にいる住民や保護者になりますけれども、この第5号の対象校の運営に資する活動を行う者、というのは、必ずしも対象校の区域内に属さない人でも可、ということになっているところでございます。

続きまして、3ページの第8条をお願いいたします。こちらは、従来規定していませんでしたけれども、会議の公開というところを、新たに規定をさせていただいております。やはり協議会委員のみならず、地域住民一体となって学校運営の協力を仰がなければいけないというところでございますので、こういった学校運営協議会の会議につきましては、公開ということを入れさせていただいております。

最後に、4ページ、5ページをお願いいたします。

第12条になりますけれども、従前の規定では、第11条に評価及び住民参画の促進等、

そして第12条に情報提供というところで、2条にまたがって規定をしておりましてけれども、今回、第12条のほうに、評価及び住民参画の促進等と、あと併せて、それに伴う情報提供ということで、1条の中に規定をまとめさせていただきました。

また5ページの改正前の第14条は、指定の取り消しの関係でございますので、先ほど申し上げましたように、指定という概念がなくなりましたので、この条文につきましては削除をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

ただいま情報政策課長から説明がございました。行橋市学校運営協議会規則の一部を改正する規則に関しまして、御質問等がございましたら、お願いいたします。

金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

この規則を改正する、改正前から改正後という、この文章は分かったんですが、じゃあ実際に、現在、行橋市は蓑島小学校が指定校、そして運営協議会もこの規則を使っているわけですね。

そうしたら、その蓑島小学校も、この新しいほうに、内容としては大きく変わりませぬね。やっていること、進んでいる方向というのは変わらないで、この改正の条文が変わったというだけですか。すみません、よく分かりませんので。

○教育長 笹山忠則君

教育政策課長。

○教育政策課長 山門裕史君

蓑島小学校につきましては、平成28年4月1日からの3カ年ということで、コミュニティスクールとして指定をしておりました。ですので、後1年残っている状況でありますけれども、指定校という概念は外れますので、今回の改正で蓑島小学校のコミュニティスクール、学校運営協議会に影響する部分は、従来、学校のほうで、学校運営協議会でどこまでの内容を協議されていたか分かりませんが、例えば第2条で今回追加しております学校運営への必要な支援についても協議してくださいよ、というところがあるかと思っておりますけれども、こういった部分は新年度から新たにそういった部分も踏まえて協議をしていただかなければいけないというところと、蓑島小学校の学校運営協議会の委員の任期は1年任期になっております。ですので、今度4月1日に新たな委員が任命されるわけでございますけれども、そのときには第4条の第1項第5号に追加いたしました対象校の運営に資する活動を行う方、というのも追加するのが可能というかた

ちになっているところです。

大きな変更点は以上の2点。そして後、第8条の会議の公開というところで、こちらの部分は学校運営協議会を参観したいという方がいらっしゃれば、そういう公開をするというところで、金澤委員が申されましたように、今の蓑島小学校の学校運営協議会の運用自体に大きく影響をする部分はそんなになんないというふうに、事務局としては認識しております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

金澤委員。

○委員 金澤精子君

ありがとうございます。じゃあ、委員は、もしかすると蓑島校区以外の委員を選んでよい、というふうになっているので、入ってくる可能性もあると捉えていいんですね。

○教育政策課長 山門裕史君

そうですね。はい。

○教育長 笹山忠則君

ほかに、ございますでしょうか。

大宮委員、お願いします。

○委員 大宮克弘君

協議会の委員の任命基準ですが、何をもって決めているのでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

教育政策課長。

○教育政策課長 山門裕史君

当該学校運営協議会の委員に関しましては、基本的に、今回、学校長のほうと話をし、学校長の意見を踏まえた中で当該運営協議会の委員というのは、教育委員会に諮らせていただいて任命をしたいというふうに考えておりました、既存の蓑島小学校の学校運営協議会の委員につきましても、校長からの推薦をいただく中で、当委員会のほうで承認をいただく、という流れがございます。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

大宮委員、どうぞ。

○委員 大宮克弘君

ということは、校長先生が主導で協議会などを決めるというような解釈でよろしいでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

教育政策課長。

○教育政策課長 山門裕史君

対象校の校長並びに対象校の教職員以外に関しましては、校長が主導で地域の方々と話し合いをする中で委員を推薦していただくというか、申し入れをしていただく、というふうに考えております。

○教育長 笹山忠則君

大宮委員。

○委員 大宮克弘君

区域以外の方が協議委員になるのは可、ということでしたけれども、そうなるというふうなケースというのは非常に少なくなるような気もしますが、どうなのでしょう。

校長先生主導でと、私が言ったのは、なぜかという、何をもっての基準でこの委員を選ぶか。校長先生主導で選ぶということになると、非常に協議会の委員のメンバーというのは、偏りが出るんじゃないか。どこも同じようなかたちになってくるんじゃないか。広く公正に地域のことをということであれば、もうちょっと違う基準があってもいいんじゃないかなと感じました。

○教育長 笹山忠則君

教育政策課長。

○教育政策課長 山門裕史君

現在の蕨島小学校の学校運営協議会の委員に関しましては、蕨島校区の区長会、PTA関係者、それから以前は学校運営協議会を設置する前は、学校評議員さんがいらっしゃいましたので、そういった方々が実際は委員として任命をされています。

あと併せまして、先ほど申しあげました第4条第1項第5号の対象校の運営に資する活動を行う者、というところがございますが、こちらにつきましては、例えば校区外の方々でも、実際に選ぶとなれば、既に校区外の方々それぞれの学校の運営に関して、例えば何らかの協力とか、そういったことをしているかと思っておりますので、そういった方々がいらっしゃったときに、そういった方々が学校サイドも認識しているでしょうから、そういった方々が出てくるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

大宮委員、どうぞ。

○委員 大宮克弘君

ちょっと懸念されるのは、こういう協議会をつくるのであれば、身内の寄せ集めのような、そういう会ではなくて、いま会社でも必ず社外取締役というのが、全く関係のない人が入りますけれども、そういった人事というのも、これからは大いに取り入れるような方向にしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○教育長 笹山忠則君

末次委員。

○教育長職務代理者 末次龍一君

大宮委員の意見はよく分かるんですけども、結局は校長がリーダーとしてやっていく協議会であれば、校長の志とリーダーシップが一番だと思います。

例えば会社経営にしても、人選は、やはり会社のトップが、ある程度自分の思いに沿って決めてやっていく。あんまり門戸を広げすぎても、全く運営が、海のものとも山のものとも分からない人が入ってこられて、意思疎通ができるかとか、いろいろな問題があるので、ある程度地域と関わり合いがある方とか、外部から入れるとしても、例えば地域から他に就職して住んでいて、そこから支援をしている人とか、何かやはり学校に協力できるような人でないと、という懸念もあるんですよ。そこら辺もやはりいろいろと慎重にしなければいけないこともあるかと思います。

最初に言ったように、やっぱりリーダーシップと、どういう方向性を持ってやっていくかという、その部分が大事だと思います。

○教育長 笹山忠則君

教育政策課長。

○教育政策課長 山門裕史君

事務局といたしましては、この学校運営協議会の設置というところが目的化されることがないように、これは表現がよろしいかどうか分かりませんが、その協議会自身の運営が形骸化することがないように、十分そういった協議会のほうと調整をしながら、十分連携を図っていきたいと考えております。以上でございます。

(「よろしくお願いします」の声あり)

○教育長 笹山忠則君

第13条がございます。第13条は、教育委員会が的確な把握を行った上で適正な運営ができるように措置を講ずる、そういう役割、権限を与えられております。

したがって、もし校長が、先生が懸念されるような事柄があるというような場合は、教育委員会としましては、適切な措置を取らせていただくことができると考えております。

他に、ございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、この行橋市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定に関しまして、御承認いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。御承認いただきました。

(2) 議案第9号 行橋市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則(案)
について

○教育長 笹山忠則君

それでは、続きまして、議案第9号 行橋市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則に関しまして、教育政策課長に説明をお願いします。

○教育政策課長 山門裕史君

教育政策課から、議案第9号 行橋市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則案について、御説明いたします。説明につきましては、別途配付しております行橋市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則の新旧対照表に基づきまして、説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、委員の皆様御承知のように、平成27年4月1日より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、教育長と教育委員長が一本化されたところでございます。それに伴いまして、事務局といたしましても関係規則等々の改正をしたところでございましたけれども、この傍聴人規則につきましては、改正が未実施でございましたので、今回遅くなりましたけれども改正をさせていただこうとするものでございます。

第2条第1項第4号につきましては、改正前につきましては、傍聴を許さない、というところで、委員長が不相当と認める者、ということになっておりましたので、委員長という職がもうございませんので、改正後は教育長ということにしております。

また、第6条の委員長の指示に従わなければならない、というところも、教育長の指示に、ということに変更させていただいているところでございます。

以上、簡単ですけれども説明とさせていただきます。御審議をよろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

制度の変更に伴う名称と言いますか、担当者の変更でございます。

よろしいでしょうか。

(「問題ありません」の声あり)

ありがとうございます。

それでは御承認いただきましたので、次に移らせていただきます。

(3) 議案第10号 行橋市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を
改正する規則(案)について

○教育長 笹山忠則君

次は、第10号でございます。行橋市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

これは、学校教育課に説明をお願いします。

○学校教育課長 丸山剛君

それでは学校教育課から、議案第10号 行橋市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則案について、御説明申し上げます。

本案は、開放施設の区分及び日時を示した別表記載内容の改正を行おうとするものでございます。新旧対照表の、まず改正前におきまして、体育館、校庭を同一の施設区分としていたものを、別々に区分をしております。その中で、体育館におきます土曜日の開放時間、開放の開始時間を、午前9時から、に改めるとともに、校庭開放の終了時間を午後8時までに改めるものでございます。

その理由につきましては、まず本規則に係る運用基準というのがございまして、そちらの中で照明設備の使用時間が、既に午後8時までというかたちで実施されている状況にございます。そして近年の実態といたしましても、午後8時を超えての使用は行われていない状況でございます。そうした状況と併せまして、夜間の校庭使用につきましては、少年サッカー、少年野球等、児童が主体である団体活動がその殆どを占めていることから、帰路の安全面を考慮する必要があるとの観点に基づくものでございます。

こうした点を踏まえて、開放時間の見直し、終了時間の短縮が妥当である、と判断したものでございます。

またプールの開放日につきましては、表記の統一性を図るための字句の修正といたしまして、夏季休業中という字句から夏季休業日という字句に改めようとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

これに関しましても、御質問等はございますでしょうか。

末次委員、お願いします。

○教育長職務代理者 末次龍一君

土曜日の開放時間が、午前中が早くなりましたよね。

○教育長 笹山忠則君

学校教育課長。

○学校教育課長 丸山剛君

もっと以前に改正をすべき内容であったところでございます。以前、土曜日、午前中開校していた、その名残でございます。

○教育長 笹山忠則君

開放時間が少し変更になりましたが、恐らくこれで市民にとって、より使いやすいのではないかと思います。

金澤委員、お願いします。

○委員 金澤精子君

プールに関しては、土曜・日曜日というところは、例えば土曜・日曜日に使いたいと、そういう団体等、実態把握は、もう終わりましたでしょうか。

○教育長 笹山忠則君

学校教育課長。

○学校教育課長 丸山剛君

夏休み中の土・日利用という要望も、若干ではありますが、現状受けているところではございます。ただ、施設のメンテナンス、それから監視体制というところの問題をはらんでおりますので、それにつきましては、来年度のプールの開業までに精査をしていきたいというふうに考えています。

○委員 金澤精子君

ありがとうございます。

○教育長 笹山忠則君

ほかに、いかがでしょうか。

(「ありません」の声あり)

それでは、この第10号 行橋市立中学校及び小学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則案に関しまして、御承認いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。御承認いただきました。

5. 協議・報告事項

○教育長 笹山忠則君

それでは、引き続きまして、5の協議・報告事項に移らせていただきます。

生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 上原圭三君

生涯学習課から、ここでちょっとお詫びと訂正をさせていただきたいと思います。前回の教育委員会の中で、10款4項2目学供補修工事、5185万2千円、並びに10款5項2目の総合公園のテニスコートの照明設備改修工事985万4千円、こちらの予算をいずれも3月議会に上程いたします、ということで御報告をさせていただいたところでありますが、こちらの2点は、いずれも防衛省の補助事業でありまして、生涯学習

課としましては、工期の関係もありますので、3月議会に上程を、財政当局に要望しておったんですが、よその課も防衛省の補助事業は足並みを揃えて6月議会に上程ということになっておりますので、そちらに回るようになっておったんですが、そこは私ども確認不足で、前回、3月議会に上程ということで御報告をしていたので、誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

また今度6月議会に、いま申し上げた2点につきましては、改めて上程させていただきますので、お詫びして訂正させていただきます。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ただいまの生涯学習課長の説明に関しまして、御質問等はございますでしょうか。御了承いただけますか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

6. その他

○教育長 笹山忠則君

では、その他に移らせていただきます。

文化課長、お願いします。

○文化課長 森雅代君

図録とチラシのほうをお手元にお配りしておりますが、まず行橋市歴史資料館明治維新150年記念企画展、柏木勘八郎、行橋の近代化に尽くした一族の系譜、柏木家寄贈品展Ⅰが2月17日から行われていますが、3月26日まで開催いたします。

江戸時代に行橋市を代表する豪商でありまして、明治から昭和にかけて行橋のまちの発展・繁栄に貢献した柏木家より寄贈を受けた資料から、六・七・八代の勘八郎を中心に、初公開の書画を選び、展示公開するとともに、行橋市と柏木家とのかかわりについて、広く紹介いたします。ぜひお越しくください。

次に、前月開催についてはお知らせしておりました、まちなかオブジェプロジェクトについてでございます。

お手元に完成作品の設置場所とスケジュールをお配りしておりますけれども、完成作品の設置場所は、各商店街から御推薦いただいた所に設置の予定になっております。これはちょっと変更になる場合もありますが、一応完成作品の設置予定場所をお配りさせていただきます。

また期間中の主なスケジュールになりますが、2枚目でございます。先日、赤レンガ館前の広場において石割式を行いまして、現在は作家が制作活動を行っているところでございます。27日には行橋小学校様の御協力を得まして、生徒と作家の交流会を行い

ます。26日は作家の休息日となっておりますが、それ以外は午前10時から午後5時まで、公開制作の現場を見学ができます。

3月3日には設置予定場所に完成し次第、作品を順次設置する予定でございます。ぜひ制作の様子を御覧いただきますよう、お願いいたします。

文化課からは以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございます。

文化課から2点ございました。1つは歴史資料館における企画展の御案内でございます。もう一つは、まちなかオブジェの行事の御案内でございます。できる限り行っていただければありがたいと思います。私もこの企画展を資料館に見に行きました。中々充実した内容でした。

それから、書画の書のほうは中々達筆なものがございますけれども、それも説明板を置いておりますので、分かりやすく展示がされているなど感じております。

それから、まちなかオブジェのほうに関しましては、今回6人の作家と1名のコーディネーターで計7名の方が作品を作成中でございます。現在、赤レンガ館の向かい側にて作業中であります。

公開されておりますので、どうぞ御覧になっていただいて、声を掛けていただけたらと思います。

それでは、その他で、他にありませんでしょうか。

指導室長、お願いします。

○指導室長 神原修一君

机の上にA4の1枚紙をお配りしております。卒業証書授与式及び来年度の入学式がございますので、委員の皆様には、教育委員会のお祝いの言葉を述べていただく必要がございますので、割り振りの関係もございますので、卒業証書授与式につきましては、きょう中にお返事をいただければと思います。4月の入学式については、次回のお返事でもかまいませんので、出席できるかどうかの御回答をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○教育長 笹山忠則君

よろしくお願いいたします。

他にございますか。

大園係長、お願いします。

○教育政策係長 大園健朗君

教育政策課から、次回の教育委員会の日程ですが、事務局案としまして、3月30日の火曜日か3月22日の木曜日を考えておりますが、委員の皆様の御都合はいかがでし

ようか。

○委員 大宮克弘君

私は22日の木曜日のほうがいいのですが。

○教育政策係長 大園健朗君

他の委員の皆さんも22日の御都合はいかがでしょうか。

(「大丈夫です」の声あり)

それでは、次回は3月22日の木曜日13時15分から開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長 笹山忠則君

ありがとうございました。

それでは、公開部分の議事は、これで終了いたしました。

7. 議事

(1) 議案第11号 人事案件

○教育長 笹山忠則君

議事の議案第11号の人事案件に関しましては、非公開で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 14時01分

再開 14時05分

(議案第11号は非公開につき、議事録なし)

○教育長 笹山忠則君

議案第11号の人事案件について、御承認をいただきました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、定例教育委員会を閉会いたします。

閉会 14時17分